

組合NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2012年6月26日

通巻1188号

この号の内容

団体交渉速報

6/21 団体交渉

速報

▲7.8%給与減額法への対応

金沢大学の全ての教職員の皆さん！臨時特例法への対応に関して、6/21に団体交渉を行いました。以下で団体交渉の概要をお知らせします。交渉には大学からは学長の委任を受けた有松理事をはじめ13名、組合からは山上委員長代行をはじめ13名が出席しました。

運営費交付金削減額が想定以下の場合、給与減額圧縮の可能性を示唆

前回までの交渉では、まずは既定通り人件費を減額した上で、不足分を大学側が負担するという主張だったのに対して、今回は、「仮に運営費交付金の削減分が相対的に低い場合、削減分の全てを給与減額から捻出しない方向で検討する」との発言がありました。

しかし、この点はまだまだ詰められていません。交付金削減額がいくらの場合のことか、大学の経費からいくら出せるのか一切説明がありません。運営費交付金削減額が決まる頃、大学予算の執行状況が明らかになる頃に検討するとしか回答されませんでした。経営側の気持ちが示されたことに一定の誠意を感じるとしても、具体的な確約がなければ納得できません。ありうる運営費交付金の削減幅に応じたシミュレーションを示すように、組合は求めました。交渉はより綿密かつ具体的な説明を求める段階に入っています。

学長の本音は給与を減額したくない

大学執行部からも、「賃下げをしたくないという気持ち」が示されました。ひとつは有松理事が中村学長の考えを代弁し、また全国附属病院会議からの医療職員の給与引下げへ反対要請に中村学長も同意したとの発言がありました。

この発言は、私たちが「懐柔」しようとする

ものですが、単なる「懐柔」としてとるつもりはありません。こうした姿勢を前提とするならば、まず、「国大協」を通じて、積極的に現状がおかしいということを文部科学省、あるいは財務当局に訴えていくべきだという点において組合と同様の視点に立っており、共闘も可能となります。

大学側はことある毎に文部科学省からの「要請」を賃下げの理由として挙げてきました。しかし、大学側もこうした運営費交付金削減はおかしいと考えている。だとするならば、国の要請に従うのではなく、大学の「自主的」な判断で賃金交渉する余地を拡張していくということは、大学側の主張から内生的に出てくるはずで

教育研究費は減額しない

有松理事は、大学はお金をかけて教育研究活動をするのが使命であり、教育研究費は減額しないと回答。今年度当初に配分された研究費についても、減額補正はないことを確認しました。当初配分された研究費は全て使用出来ます。しかし、部局の残余分については、一旦本部へ戻す可能性があることは指摘されました。

中村学長は今回も欠席

中村学長は今回の団体交渉も欠席しました。大学は私たち教職員の要求に対して一定の理解

を示したかに見えますが、大学の交渉の姿勢はほとんど変わっていません。私たちは6/11の説明会に学長が出席されたことを高く評価します。しかし、臨時特例法も含め、運営費交付金の減額補正、文科省等の不当介入等、異例中の異例の事態にあって、説明会は満足できる内容ではありませんでした。また同説明会で「組合の質問は別の機会に」と遮っておきながら、団体交渉に学長が欠席されたことは極めて残念です。次回の交渉、全学説明会への学長の出席を強く求めます。私たちは学長の思いや迷いも含めて話を伺いたいのです。

大学側「十分に説明した」と主張

有松理事は学長欠席の理由として、「教職員の一定の理解を得られている」と発言。しかし角間地区過半数代表への質問や意見から見ても、周知徹底は極めて不十分であることが明らかになりました。

この状況に対しても大学側は、「過半数代表者や代議員を通じて周知してほしい」と主張。過半数代表者は自らの責任において各部局で説明しているはず。まして、過半数代表者は使用者の末端機関ではありません。周知されていないのは労働者側の問題であるかのような発言は、大学側は経営者としての説明責任を放棄したと見なされても仕方のない行為です。

給与減額は法人の自主的な判断と回答

有松理事は、「強制ではないが国からの要請はある」とした上で「今回の給与減額は大学の自主的な判断である」と明言しました。運営費交付金は削減される可能性は極めて高い状況ですが、運営費交付金が削減されることと、その分を給与減額によって捻出することは全く別の問題です。決して「国からの強制」とは言えない事情に鑑みても、「給与減額は自主的な判断」と明言する以上、労働条件の不利益変更手続きを定めた労働契約法に基づく説明責任があります。大学の説明は3～4頁をご覧ください。

運営費交付金削減額のパターンを想定し、経営努力による影響圧縮（＝給与減額の回避・圧縮）のシミュレーションを示さねばなりません。その上で、どうしても不可避の場合、最後の最後に人件費を削る提案ができます。

しかし、他大学での実施例をシミュレーションして、原案とどちらが教職員にとって+になるかも、一切行っていないそうです。国の基準を高度に分析することなく、無批判にあてはめるだけの対応を、主体的に判断したというのでしょうか。

大学は、「人件費に手をつけなければ、国から大学財政に余裕があると思われ、運営費交付金が更に減らされる可能性がある」と言います。しかし、昨年度までの人勧賃下げに対する代償措置として、研究費・研修費の大幅増額など、経費を伴う対応をした大学が運営費交付金を大幅に減額されたという話は聞きません。

自主的な判断とはいいつつ「運営費交付金は削減されるため、望むと望まざるとに関係なく」と大学側は説明しますが、これは「仕方ありません＝私たちにはどうすることもできません」と言っているのと同じです。

賃金は労使交渉で決める

賃金は各法人の労使交渉での決定が原則です（これは文部科学省が全大教との会見で何度も示していることです）。給与減額が法人の自主的な判断であればなおのことです。

組合との交渉は「交渉は大学の基本方針がほぼ固まった直後から」というのが大学の公式見解のようです（大学配付資料）。

しかし、大学は組合との交渉において、例えば、給与減額率の圧縮、対象者の再考、実施時期の再考など、全ての事項について変更する姿勢を一切示していません。また、大学は国家公務員と全く同率の減額率（▲9.77%、7.77%、4.77%）を適用した理由は一切説明されていないのです。これでは、「私たちは経営判断できない」と示しているようなものであり、文科省や財務省からの介入をますます正当化することになりかねません。

団体交渉を何度繰り返しても、方針変更の意思を見せず、また自主的な判断に至った経緯について（経営判断の根拠）何ら説明がないこと、組合との合意形成の可能性を模索しようとならない態度は不誠実交渉に該当します。また、組合が反対しているにも関わらず交渉中に一方的に実施することは団交を無意味にするものであり、団体交渉拒否の不当労働行為となります。

影響減を財務省/文科省に働きかける

運営費交付金の人件費分以上の削減する国の方針は、国立大学の主権侵害にも等しい行為です。にもかかわらず、大学は、できるだけ影響が少なくなるよう財務省と文科省に働きかけるとの見解しか示していません。制度的制限はあるとしても、法人化の原点に立ち戻り、国に対して運営費交付金削減反対の姿勢を示すべきでしょう。

その上で、震災復興のため国立大学として何ができるのか、自主的判断で実施することです。国立大学の使命と社会貢献とは国の方針に唯々諾々と従うのではなく、オルタナティブな提案をし続けることにあるはずです。国大協を通じて全ての大学が、大学としての震災復興について提案すべきであったのです。

二年後に給与が元に戻るかは国頼み

金沢大学が給与減額実施を提案する大前提には、今回の国の措置が「災害復興を目的とした時限的な措置」であることがありました。しかし、公務員人件費の削減を目指す現政権の政策の下、二年後に元の水準に戻るのか疑問があります。このことを率直に有松理事に問うたところ、「給与減額のためには国会で決定されなければならない。国にはそれなりの正義があるので、そんなことにはならない。」との回答。

給与回復もまた、国依存の姿勢が示されまし

た。金沢大学の役員として責任ある発言を求めます。

給与減額の影響を把握し必要に応じて個別対応することを求めました

金沢大学には多様な方が働いており、家庭の事情は様々です。今回の措置で困っている人がいないか把握する制度をつくること、教職員から申し出があった場合は誠実にサポートすることを求めました。自主的判断をしたと明言する以上、その責任は金沢大学当局にあります。

大学側の交渉の姿勢はほとんど変わっていませんが、注意深く見ると、本ニュースの冒頭でお知らせしたように、ささやかながらの変化が生じています。勿論、もともと大学側の構想にあったことは予想されますが、しかしそれを表出させたのは、組合やそれを支える金沢大学の労働者の意識や姿勢があったからです。

大学当局も、文科省のいいなりになるか、労働者の立場に立つか、ほんのさざ波程度でしかないかも知れないが、揺れています。そのように揺れていることで、彼らを情状酌量する必要はありませんが、しかし、彼ら自身も大学の教職員と共に、金沢大学を社会に貢献する自律した大学にしたいと気持ちがないわけでもないはずです。その方向性をたぐりよせるために、今一度、はたらきかけていきましょう。

〈労働契約法第10条に基づく〉大学側の説明

大学説明資料による		組合の見解
判断要素	今回の給与減額措置の内容	
①労働者の受ける不利益の程度 就業規則の変更によって被る労働者の不利益の程度	①職員の年間給与は平均で7.8%減少するものであるが、平成26年3月までの1年9ヶ月に期間を限って行う措置である	大学全体の給与減額総額は示されたが、各個人の不利益の程度は示されていない。金額が不明のまま《期間限定》ということは説明になるのか。万一、給与減額した場合、最低でも給与支給明細に減額分の明記は必要だ。 また、退職後の年金額など生涯賃金の総額がマイナスになる可能性がある（対象可能性者及び具体的額は提示されず）。ちなみに、これまでの労使交渉及び全学説明会では、一切、年金のことに言及していない。

大学説明資料による		組合の見解
判断要素	今回の給与減額措置の内容	
②労働条件の変更の必要性 使用者側の変更の必要性の内容・程度	①国から給与の見直しを実施するよう要請があったものであり、国の政策に基づく特別な必要性がある。 ②運営費交付金が減額されることが見込まれ、大学経営上も高度の必要性がある。 ③運営費交付金の性格上、給与削減を実施せず、教育研究のための経費を減額して対応することは難しい。 ④運営費交付金の削減額が想定より小さいことが判明した場合には不利益を緩和する措置を講ずることとしており、必要以上に職員の給与を削減するものではない。	運営費交付金の削減と、その分を給与減額によって捻出することは全く別の問題である。 国の要請は、「国家公務員の給与の見直しの動向を見つづ、……給与について必要な措置を講ずる」ことであり、「給与の見直しの実施」ではない。必要な措置は、各法人の判断に委ねられており、給与減額自体が国の政策ではない。 物件費の削減による対応には一切言及していない。収入（運営費交付金）が減り、まず人件費を削る、というのは経営者として、最低の行為である。
③変更後の就業規則の内容の相当性 変更後の就業規則の内容自体の相当性、代償措置その他関連する他の労働条件の改善状況	①国家公務員においては、既に本年4月1日から同等の措置が講じられているものであり、改正内容は相当性を有する。 ②職員の雇用は確保したうえで給与の見直しを実施するものである。	金沢大学教職員は国家公務員ではなく（だから教職員は失業保険を払っている）、①は説明になっていない。①を書いたにもかかわらず、解雇の可能性を示唆する②をなぜ書いたのか、ますます意味不明。 ここで問われているのは、代償処置やその他の労働条件の改善である。大学側の「今回は運営費交付金削減に備えてなので、お金のかかる代償処置は無理だ。」という主張は分かるが、それにしても、教職員の休暇を増やすとか、事務職員の兼業を認める（例えば、土曜日に1～2時間働くとか、在宅で自由勤務であれば可能であろう）とかの提案があってもよさそうである。
④労働組合との交渉の状況 労働組合等との交渉の経緯、他の労働組合または他の従業員の対応	①労働組合との交渉は、大学としての基本方針がほぼ固まった直後から実施している。 ②教職員説明会を角間・宝町両地区で実施し、学長から給与改定の必要性や内容を説明する等、教職員の理解が得られるよう対応している。	①既に大学が方針を固めており、交渉を何度繰り返しても、方針変更の意思を見せず、また自主的判断に至った経緯について（経営判断の根拠）何ら説明がないこと、組合との合意形成の可能性を模索しようとしないう態度は不誠実交渉に該当します。しかし、大学側が従前より早く労使交渉に着手した点は高く評価すべきであり、今後も踏襲して欲しいものである。 ②は、角間地区では月曜3限・4限にかかる時間に設定されており、出席したくともできない教員が多数いた。学長の説明は、要するに「やる気をもってがんばってください」というものであり、その点を組合員が学長に質問したかったのだが、大学側からは、「組合員の質問は、労使交渉もあるので、ご遠慮ください」と制されてしまった（ちなみに6/21の労使交渉には学長欠席）。再説明会を求めても大学側からは良い返事を得られない。しかし、この種の説明会に学長が出席したことは高く評価すべきであり、今後も踏襲して欲しいものである。
⑤その他就業規則の変更に係る事情 同種事項に対するわが国社会における一般的状況等	①国家公務員においては、既に本年4月1日から同等の措置が講じられている。 ②既に独立行政法人では7割、国立大学法人では3割の法人が同種の措置を講じている。また、まだ措置を行っていない国立大学法人においても、全法人が実施を検討している。	①については違憲の可能性があり、裁判で係争中である。裁判係争中の事柄に安易に同調すべきではない。また、金沢大学の教職員は国家公務員ではない。 ②は、金沢大学のテーゼが、トップテンを目指すことをすっかり忘れた解答である。トップテンを目指すのであれば、給与の減額幅を圧縮する必要がある。

今回の給与削減に反対の方は事業場代表議員にその旨の意見を述べられていると思います。沢山の意見を大学に届け、私たちの意思を表明していきましょう。しかし、大学側は、過半数代表が集約した意見を取り入れる義務はありません。

また過半数代表は団体交渉をすることができません。

団体交渉を通じて、給与削減額の回避を大学側に強く求められるのは組合だけです。